

平成24年度 行政評価（事務事業評価・施策評価）のまとめ

平成23年度に実施した事務事業の評価は、347事業を部局長が一次評価をした後、行財政改革推進本部幹事会により二次評価を行い、行財政改革推進本部が最終的な評価を行った。

また、347事業を第6次総合計画における施策のうち108施策に分類し、施策評価を行財政改革推進本部会議幹事会で行った後、行財政改革推進本部において最終的な評価を行った。

1 事務事業評価の結果

347の事務事業について、第6次総合計画における「まちづくりの目標」別に区分けし、評価区分に基づいて評価を行った結果は、次のとおりである。

評 価	総合計画 まちづくりの目標						計
	人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち	人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち	人でにぎわう産業と経済の活力あるまち	人がゆきかう都市空間と交流にあふれるまち	人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち	人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち	
事業廃止		1					1
事業終了		2					2
現行どおり	54	80	35	29	36	44	278
事業内容改善	2	2	3	3	1	4	15
事業規模縮小			1	5	1		7
事業規模拡大	8	9	5	5	14	2	43
抜本的見直し							
事業統合				1			1
事業移管							
委託検討							
委託実施							
委託拡大							
民間実施							
計	64	94	44	43	52	50	347

それぞれの評価区分に該当する事務事業は、次のとおりである。

評価区分	該 当 事 務 事 業
事業廃止	生活支援事業（老人保健施設借入金利子補給金交付事業）
事業終了	子ども手当等支給事務事業、子ども手当給付事業
事業内容改善	不登校児童生徒適応指導教室事業、外国語指導助手設置事業、がん検診事業、岩尾滝ふれあいハウス管理事業、稲葉山ふれあい動物広場管理運営事業、小矢部ブランド認定事業、インキュベータ施設管理事業、観光推進事業（祭り、イベント助成事業）、市町交流事業、国際交流推進事業、上水道料金調定・収納事務、広報広聴事業、公文書等史料室運営事業、市有財産管理事務、行政評価事業
事業規模縮小	内水面漁業対策費、石動駅南土地地区画整理事業、市営街路事業、駐車場・駐輪場管理事業、市道整備事業（新幹線整備受託事業関連）、観光推進事業（三大祭り保存継承検討事業）、し尿処理事業
事業規模拡大	公民館管理運営事業、生涯スポーツ振興事業、体育施設改修事業、石動小学校校舎改築事業費、小学校図書館司書設置事業、中学校図書館司書設置事業、ふるさと博物館管理運営事業、桜町遺跡対策事業、感染予防事業、母子訪問相談指導事業、育児等健康支援事業、保育所運営事業、放課後児童健全育成事業、家庭児童相談室設置事業、高齢者健康交流センター運営事業、障害者自立支援給付事業、障害者地域生活支援事業、農地・水・環境保全対策事業、みどりの農地再生利用事業、農業後継者育成事業、水田農業構造改革対策事業、園芸振興事業、都市計画運営費、道路維持補修事業、緑化推進事業、公営住宅維持管理事業、木曾義仲広域連携研究事業費、地球環境保全対策事業、林道整備事業、消雪工施設整備事業、施設維持管理事業（水道事業）、配水施設整備事業、水道水量調査（流量監視、漏水調査、検針）業務、下水道施設維持管理事業（汚水・雨水・農排）、じんあい収集処理事業、防災事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、排水路施設整備事業、消防署運営費、消防施設管理費、消防団運営事業、秘書事業、賦課徴収事務
事業統合	北陸新幹線関連公共施設等整備事業

事務事業評価区分

評価区分	評 価 内 容
事業廃止	事業を廃止すべきである
事業終了	事業を終了すべきである
現行どおり	現行どおり進めることが望ましい
事業内容改善	事業効率化などの事業内容の改善を図る必要がある
事業規模縮小	事業規模の縮小が必要である
事業規模拡大	事業規模の拡大が必要である
抜本的見直し	事業内容の抜本的な見直しが必要である
事業統合	事業統合、あるいは段階的廃止が必要である
事業移管	他の機関（国・県）へ事業を移管する必要がある
委託検討	民間委託を検討すべきである
委託実施	民間委託を実施すべきである
委託拡大	民間委託の対象を拡大すべきである
民間実施	民間が実施する方が効果的・効率的である

2 施策評価の結果

第6次総合計画の施策に分類した108の施策に対し、方向性区分に基づき評価を実施した結果は、次のとおりである。

方向性	総合計画 まちづくりの目標						計
	人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち	人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち	人でにぎわう産業と経済の活力あるまち	人がゆきかう都市空間と交流にあふれるまち	人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち	人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち	
廃止							
現行どおり	15	22	11	13	13	11	86
見直し(内容・規模)	1	3	4	7	5	3	22
民間委託							
民間実施							
計	16	25	15	20	18	14	108

施策の方向性区分

方向性区分	方向性の内容
廃止	廃止すべきである
現行どおり	現行どおり実施する
見直し(内容・規模)	事業内容や規模の見直しが必要である
民間委託	民間に業務を委託すべきである
民間実施	民間が実施すべきである

それぞれの方向性に該当する施策を、方向性区分毎(「現行どおり」を除く。)に第6次総合計画における「まちづくりの目標」別に区分けすると次のとおりである。

方向性区分	該当施策
見直し(内容・規模)	
○教育・歴史文化	公民館の充実
○健康・福祉	子どもの権利の擁護、保育の充実、自立と社会参加の促進
○産業・経済	農村環境保全の推進、地域産業の育成、おやべブランドの確立、創業者支援の推進
○都市空間・交流	市街地の整備、新たな都市軸の形成、市営賃貸住宅の充実、鉄道の利便性の向上、観光資源の整備・活用、地域間交流の推進、国際交流の推進
○環境・安全安心	エネルギーの有効活用、除雪・克雪のまちづくり、安定した水の供給、防災体制の充実、消防力の強化・充実
○市民協働・自治体経営	広報・広聴の充実、情報公開の推進、納税環境の充実

3 外部評価の結果

小矢部市外部評価委員会は、小矢部市の行政執行に関し、市民等による行政外部の視点を確保し、評価の客観性・信頼性を高めることを目的として設置されている。委員会では、小矢部市が平成23年度に執行した事業の中から17の事業を選択し、3回にわたって、その評価を行った。

その結果、事業内容や規模の見直しが必要なもの8事業、民間活力の活用方法の見直しが必要なもの2事業、民間が実施すべきもの1事業、現行どおり実施すべきもの6事業という評価がなされた。

(1) 外部評価委員会の開催実績

開催日	評価した事業
第1回 平成24年10月19日(金)	・庁舎維持管理事業 ・定住促進対策事業 ・サイクリングターミナル管理事業 ・賦課徴収事務費
第2回 平成24年10月26日(金)	・学校給食センター管理運営事業 ・総合会館管理運営事業 ・公民館管理運営事業 ・石動コミュニティセンター管理運営事業 ・勤労青少年ホーム管理運営事業 ・体育施設管理運営事業
第3回 平成24年11月13日(火)	・地球環境保全対策事業 ・老人福祉対策事業 ・保育所運営費 ・市民活動サポートセンター管理運営事業 ・牧野放牧管理事業 ・稲葉山ふれあい動物広場管理運営事業 ・道の駅・地域振興施設運営事業

(2) 外部評価委員会の意見

- ① 小矢部市の公共施設については、建築後数十年を経過し、老朽化等により維持管理費の増加（耐震改修の必要性があるものを含む。）が顕著となっているものや設置時以降の社会環境変化等により、当初の目的・機能等と実態があわなくなっているものも見受けられる。また、類似の機能を有する公共施設が近接設置されているケースも散見され、全体として必ずしも効率的な運営形態とはいえないという一面もある。

こうした状況に鑑み、市当局においては、市内公共施設の配置状況、老朽度、維持管理費、利用状況の動向、今後の改修等の必要性等について、全体的に点検し、将来的な公共施設の設置及び管理のあり方（廃止、再編統合、民営化等を含む。）について、その指針を明らかにされることが望まれる。

いったん設置され、現に住民の利用に供されている施設を廃止あるいは再編統合することについては、将来的な管理費の動向や利用実態（稼働状況）などを具体的かつ詳細に明らかにし、市民全体での議論を高めた上で、一定の方向性を出すことによって、より簡素で効率的な行政執行体制を確保していく必要がある。

もとより、今後、市が新たな公共施設を整備する際には、現に存在する関連公共施設との調整（「スクラップ・アンド・ビルド」を原則とする）を十分に行い、効果的な施設配置に心がけられることはいうまでもない。

- ② 平成16年の地方自治法改正によって、公の施設について指定管理者制度が導入されたが、小矢部市においても積極的に同制度を活用し、一定の効果を挙げてきている。

市内の多くの施設において、指定は、おおむね2サイクル目を迎えているところであるが、施設によっては、指定管理料の積算方法や修繕料のリスク分担、利用料金制を導入しない場合の指定管理者への経済インセンティブの付与、利用者へのサービス提供に関するモニタリングなどの新たな課題も明らかとなってきている。こうした中、市当局においては、小矢部市における指定管理者

制度の実情を再点検し、そのあり方等について明確な指針を策定されることが望まれる。

4 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価結果について下記のとおり報告する。

なお、点検・評価にあたっては、全庁的に実施されている行政評価との整合性に配慮し、その結果を活用するものである。

行政評価については、平成23年度に実施した347事業を部局長が一次評価をした後、行財政改革推進本部幹事会により二次評価を行い、行財政改革推進本部が最終的な評価を行った。

その中の教育委員会が所管する62事業に係る事務事業評価及び教育委員会が関係する第6次総合計画における施策に分類した16の施策評価は次のとおりである。

(1) 事務事業評価の結果

62の事務事業について、第6次総合計画における「まちづくりの目標」別に区分けし、評価区分に基づいて評価を行った結果は、次のとおりである。

評 価	総合計画 まちづくりの目標
	人がはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち
現行どおり	52
事業内容改善	2
事業規模拡大	8
計	62

「事業内容改善」及び「事業規模拡大」の評価区分に該当する事務事業は、次のとおりである。

評価区分	該 当 事 務 事 業
事業内容改善	不登校児童生徒適応指導教室事業、外国語指導助手設置事業
事業規模拡大	公民館管理運営事業、生涯スポーツ振興事業、体育施設改修事業、石動小学校校舎改築事業費、小学校図書館司書設置事業、中学校図書館司書設置事業、ふるさと博物館管理運営事業、桜町遺跡対策事業

(2) 施策評価の結果

第6次総合計画の施策に分類した16の施策に対し、方向性区分に基づき評価を実施した結果は、次のとおりである。

方向性	総合計画 まちづくりの目標
	人ははぐくむ教育と歴史文化がかおるまち
現行どおり	15
見直し（内容・規模）	1
計	16

「見直し（内容・規模）」の方向性に該当する施策は、次のとおりである。

まちづくりの目標	該 当 施 策
人がはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち	公民館の充実

